

保育者のための 子育て支援セミナー

大西雅裕 編著

三ツ石行宏・溝渕 淳・藤上幸恵・土肥茂幸
潮谷光人・浦田雅夫・阪野 学 共著



建帛社
KENPAKUSHA

はじめに

わが国では、超少子高齢社会が急速に発展する中で、子どもの出生数が2015（平成27）年に100万人を下回り、2018（平成30）年生まれの子どもの数は92万1千人であると報じられている。また、2017（平成29）年の合計特殊出生率は1.43となり、政府の目指している1.8に到達することは困難な状況である。このまま出生数の減少が進むと、国立社会保障・人口問題研究所が示しているように、2065年には日本の人口が約8,808万人となり、高齢化率も38.4%になることが推計されている。このような社会状況の変化は、私たちの日常生活にも強く影響を及ぼし、生活そのものを成り立たせている基盤が大きく変化してくることが予想される。家庭やその構成員である親、保護者および子どもたちを取り巻く環境もまた、多大な影響を受けることとなることが予測できる。

一方で近年、子どもの死亡や虐待のニュース、および各学校でのいじめの事件などがマスコミの報道等で連日取り上げられている。なぜこのようなことが繰り返されてしまうのかについて、子どもと関わる専門職はもちろん、保護者をはじめとした地域住民が共に考え、連携・協働しながら、今できる支援を早急に提供していくことが不可欠であるといえる。

このように現在、子どもとその家庭を取り巻く状況は多くの問題に直面している。その中で、児童福祉法施行規則等の一部改正が2018（平成30）年4月に行われ、保育士養成施設での修業科目が改正された。そこでは従来の「家庭支援論（講義）（2単位）」、「相談援助（演習）（1単位）」および「保育相談支援（演習）（1単位）」が再編され、「子ども家庭支援論（講義）（2単位）」、「子育て支援（演習）（1単位）」および「子ども家庭支援の心理学（講義）（2単位）」に改められた。社会福祉系の一部科目の教授内容が整理され、教科目が変更されたのである。演習系の科目としては、「保育相談支援」、「相談援助」から「子育て支援」という科目が誕生することとなった。

本書は、その新しい科目「子育て支援」の教科書である。上述の社会状況を踏まえた上で、今回の改正内容にできるだけ準拠しながら本書の構成は組み立てられている。執筆者は、保育士養成施設で教鞭を執り、また、保育現場等での経験を有している方々である。それぞれの先生方が熱き想いを込めながら執筆されている。文章の端々に多様な、かつ多くの経験が生かされていることを読み取った上で、学びに生かしていただきたい。特に、学習者によるグループワークやアクティブラーニングを念頭に置きながら本書を活用して、学習内容を深められることを期待したい。そして子どもたちを支援する専門職としての理念およびその技法、技術等を涵養していただくことを切望する。

最後に本書の企画の段階から、温かく見守り、細部にわたったご配慮、ご指導いただいた建帛社の皆様に心から感謝のお礼を申し上げる。

2019年2月

編著者 大西 雅裕

目次

第 I 部 子育て支援とは －子育て支援としての 相談援助の基礎－

第 1 章 子育て支援施策の展開…………… 2

1. 子育て支援施策のはじまり
－エンゼルプラン・新エンゼルプラン－…………… 2
2. 少子化対策から子ども・子育て支援へ
－少子化対策プラスワンから子ども・子育て応援プランまで－…………… 6
3. 子ども・子育て支援新制度…………… 9

第 2 章 保護者支援としての相談援助…………… 12

1. 子育て家庭を取り巻く現状…………… 12
2. 子育て家庭の抱える問題…………… 16
3. 子育て支援に関わる社会資源…………… 18
4. 保護者支援に必要な相談援助…………… 20

第 3 章 子育て支援としての相談援助の基礎…………… 21

1. 子育ての主体とは…………… 21
2. 広がり = 仕組みとしてとらえる…………… 22
3. 時間の流れをとらえる…………… 24
4. 個別性の尊重：切り離して考える…………… 26

第4章 子育て支援で活用される諸技術…………… 29

1. 情報収集の技術…………… 29
2. 図像化の技術…………… 30
3. 記録とその管理の技術…………… 32
4. 集団による対話実践の技術…………… 33
5. 利用者の力を高める技術…………… 34
6. つなげる・つながる技術…………… 36

第5章 子育て支援の展開方法…………… 40

1. 支援の流れへの理解…………… 40
2. 支援の開始…………… 41
3. 情報収集・分析と支援計画の立案…………… 42
4. 支援体制の構築と実施、支援の見直し…………… 43
5. 評価と終結、アフターフォロー…………… 44

第Ⅱ部

保育士が行う子育て支援とその実際

第6章 子育て支援の実際－そのポイント…………… 48

第7章 保育所における支援…………… 51

1. 保育所における支援とは…………… 51
 2. 保護者（ママ友）の育ちを支える保育所の事例…………… 52
- 演習課題 7-1 ～ 7-9

第8章 地域の子育て家庭に対する支援…………… 58

1. 保育所保育指針における地域の保護者等に対する子育て支援…………… 58
 2. 感情表出が苦手であり、ひとりで悩みを抱え込む傾向のある
地域の保護者の事例…………… 59
- 演習課題 8-1 ～ 8-5

第9章 障がいのある子どもおよびその家庭に対する支援…………… 66

1. 障がいのある子どもおよびその家庭を支援するために…………… 66
2. 重度の障がいのある子どもとその家庭への支援の事例…………… 67
演習課題 9-1 ～ 9-2
3. 事例から学ぶ障がいのある子どもおよびその家庭への支援のポイント…………… 72

第10章 特別な配慮を要する子どもおよび その家庭に対する支援…………… 74

1. 特別な配慮を要する子どもについて…………… 74
2. 自閉傾向のある子どもへの初期段階からのアプローチ
ー子育て支援の専門職との関わりの事例…………… 74
演習課題 10-1 ～ 10-5

第11章 子ども虐待の予防と対応…………… 84

1. 子ども虐待の現状…………… 84
2. 子ども虐待に関する専門職としての保育士の役割…………… 84
3. 保育所が関係機関と連携し、子ども虐待への対応をする事例…………… 85
演習課題 11-1 ～ 11-9

第12章 要保護児童等の家庭に対する支援…………… 93

1. 要保護児童、要支援児童とは…………… 93
2. 育児ストレスや不安を抱え相談を求めてきた母親に対する
子育て支援施設の支援の事例…………… 94
演習課題 12-1 ～ 12-3
3. 被虐待により一時保護から施設入所となり、
最終的には家庭引き取りとなった事例…………… 96
演習課題 12-4 ～ 12-6

第13章 多様な支援ニーズを抱える子育て家庭の理解 102

1. 多様な支援ニーズを抱える子育て家庭を理解するために…………… 102
2. 外国籍の子どもの受け入れをめぐる
保育所における支援を模索する事例…………… 102
演習課題 13-1 ～ 13-8



第Ⅲ部

子育て支援に想う

1. 援助の中の子育て支援と子育ての支援	110
2. 他者を理解することー保育者と保護者との関係性を中心にー	111
3. 保育所保育指針と子育て支援	113
4. 起源から探る「あたりまえ」	115
5. 父親への子育て支援	117
6. 子守りは誰でもできるのか	118
7. DV（ドメスティックバイオレンス）と子育て相談	119
8. 地域子育て支援拠点施設「ファミリーポートひらかた」の実践	121
■索引	125

第Ⅰ部

子育て支援とは

—子育て支援としての相談援助の基礎—

第Ⅰ部では、子育て支援とは何かについて、総合的な視点から解説を行う。まず、子育て支援に関わる制度の展開と現状について、できるだけ図表を用いながらわかりやすく解説する。その上で、子育て支援を実践する上で不可欠となる相談援助の方法、技法、展開方法等の基礎的内容への理解を深める。第Ⅱ部での事例を用いた演習において、これらの学びがスムーズに連結され、活用されるように学習を進めていただきたい。

第1章

子育て支援施策の展開

1. 子育て支援施策のはじまり －エンゼルプラン・新エンゼルプラン－

(1) エンゼルプランの策定

日本における本格的な子育て支援の取り組みは、1994（平成6）年に当時の文部・厚生・労働・建設の4大臣合意で策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（通称：エンゼルプラン）から始まる。

これは、1990（平成2）年の「1.57 ショック」が契機となっている。「1.57 ショック」とは、1989（平成元）年の合計特殊出生率が1.57と、過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことがわかった際のインパクトを指している（図1-1）。

出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識した政府は、仕事と子育ての両立支援など、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて検討を始め、エンゼルプラン

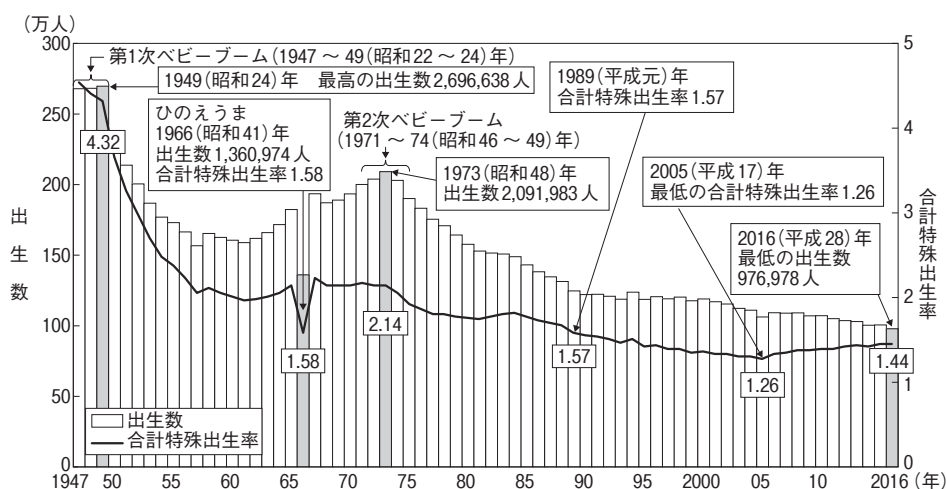


図1-1 出生数および合計特殊出生率の年次推移

出典) 内閣府編：平成30年版少子化社会対策白書，日経印刷，2018，p.6

という今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画を策定した。エンゼルプランでは3つの基本的な視点と5つの基本的方向および7つの重点施策が示された(表1-1)。

表1-1 エンゼルプランの3つの視点と5つの基本的方向、7つの重点施策

エンゼルプランの3つの視点

1. 子どもを生むか生まないかは個人の選択に委ねられるべき事柄であるが、「子どもを持ちたい人が持てない状況」を解消し、安心して子どもを生み育てることができるような環境を整えること。
 2. 今後とも家庭における子育てが基本であるが、家庭における子育てを支えるため、国、地方公共団体、地域、企業、学校、社会教育施設、児童福祉施設、医療機関などあらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築すること。
 3. 子育て支援のための施策については、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮すること。
-

5つの基本的方向

- ・子育てと仕事の両立支援の推進
 - ・家庭における子育て支援
 - ・子育てのための住宅及び生活環境の整備
 - ・ゆとりある教育の実現と健全育成の推進
 - ・子育てコストの削減
-

7つの重点施策

- ・仕事と育児との両立のための雇用環境の整備
 - ・多様な保育サービスの充実
 - ・安心して子どもを生み育てることができる母子保健医療体制の充実
 - ・住宅及び生活環境の整備
 - ・ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実
 - ・子育てに伴う経済的負担の軽減
 - ・子育て支援のための基盤整備
-

(筆者作成)

エンゼルプランの具体化の一環として、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)が策定された。これは、エンゼルプランのうち、保育対策等について、緊急に整備することを求められている多様な保育サービスについて目標値を設定し、1995(平成7)～1999(平成11)年度という5年間で計画的に推進することを目的としたものであった。その実績値は表1-2のとおりである。

(2) 新エンゼルプランの策定

1999(平成11)年、少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策推進基本方針」が決定された。この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として、当時の大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(通称：新エンゼルプラン)が策定された。この新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直し、2000(平成12)～2004(平成16)年度までの5か

表1-2 緊急保育対策等5か年事業の実績

各項目	A 計画開始前 1994年度実績	B 計画最終年 1999年度実績	C 計画された 1999年度目標	D 達成率 B÷C	E 増加実績 増か所数 増率/倍率
低年齢児受入枠 0～2歳の保育所における 受入枠	45.1万人	56.4万人	60万人	94%	11.3万人増 25%増
延長保育 通常の11時間を超える保育	1,649ヶ所	5,125ヶ所	7,000ヶ所	73%	3,476ヶ所増 3.1倍
乳幼児健康支援一時預かり 病気回復期の乳幼児の一時 預かり	7ヶ所	110ヶ所	500ヶ所	22%	103ヶ所増 15.7倍
放課後児童健全育成事業 共働き家庭等の小学校低学 年児童の放課後対策	5,313ヶ所	8,392ヶ所	9,000ヶ所	93%	3,079ヶ所増 58%増
地域子育て支援センター 育児相談や育児サークル支 援等のセンター	118ヶ所	997ヶ所	3,000ヶ所	33%	879ヶ所増 8.4倍
一時保育 育児疲れ解消、パート就労 対応等の一時預かり	387ヶ所	685ヶ所	3,000ヶ所	23%	298ヶ所増 77%増
多機能保育所の整備 多様なサービスを提供でき る保育所の整備	－	5か年累計 1,391ヶ所	5か年累計 1,500ヶ所	93%	－

出典) 厚生省児童家庭局トビックス「緊急保育対策等5か年事業の実績」(2000年8月7日掲載)を一部改変
(厚生省トビックスホームページ <https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/>)

年の計画であった。

新エンゼルプランでは、表1-3の8つの施策目標が示され、そのうち、厚生省が主として関わる「保育サービス等子育て支援サービスの充実」と「母子保健医療体制の整備」の数値目標とその実績は、表1-4のとおりである。

2001(平成13)年には「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定された。その中の「待機児童ゼロ作戦」では、基本方針として「待機児童の解消をめざし、潜在的な需要を含め、達成数値目標及び期限を定めて実現を図る。特に、待機児童の多い地域の保育施設を重点整備する」「保育の拡充は公立及び社会福祉法人立を基盤としつつ、さらに、民間活力を導入し公設民営型など多様化を図る。また、自治体等の適正な基準を満たした施設の設置は迅速に行う」「学校の空き教室など利用可能な公共施設は保育のために弾力的に活用する。また、駅など便利な拠点施設を保育に活用するための支援や助成を行う」という3つが掲げられた。

表1-3 新エンゼルプラン8つの施策目標

-
- ・保育サービス等子育て支援サービスの充実
 - ・仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
 - ・働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
 - ・母子保健医療体制の整備
 - ・地域で子どもを育てる教育環境の整備
 - ・子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現
 - ・教育に伴う経済的負担の軽減
 - ・住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援
-

(筆者作成)

表1-4 新エンゼルプランの実績値・目標値（厚生省関係部分）

1. 保育サービス等子育て支援サービスの充実			
事 項		平成 11 年度実績値	平成 16 年度目標値
(1) 低年齢児の受入れ枠の拡大		58 万人	68 万人
(2) 多様な需要に応える保育サービスの推進			
・延長保育の推進		7,000 ケ所	10,000 ケ所
・休日保育の推進		100 ケ所	300 ケ所
・乳幼児健康支援一時預かりの推進		450 ケ所	500 市町村
・多機能保育所等の整備		7～11 年度の 5 か年で 1,600 ケ所	16 年度までに 2,000 ケ所
(3) 在宅児も含めた子育て支援の推進			
・地域子育て支援センターの整備		1,500 ケ所	3,000 ケ所
・一時保育の推進		1,500 ケ所	3,000 ケ所
・放課後児童クラブの推進		9,000 ケ所	11,500 ケ所
2. 母子保健医療体制の整備			
事 項		平成 11 年度	平成 16 年度
・国立成育医療センター（仮称）の整備等			13 年度開設
・周産期医療ネットワークの整備		10 都道府県	47 都道府県
・小児救急医療支援の推進		118 地区	13 年度までに 360 地区 (2 次医療圏)
・不妊専門相談センターの整備		24 ケ所	47 ケ所

出典) 厚生省：新エンゼルプランについて，1999

(厚生労働省ホームページ： https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/syousika/tp0816-3_18.html)

具体的目標・施策として，待機児童の多い地域を中心に，2004（平成 14）年度中に 5 万人，さらに 2006（平成 16）年度までに 10 万人，計 15 万人の受け入れ児童数の増大を図ることなどが掲げられた。